

第5 し尿処理

1 収集処理の状況

本市の、し尿処理方法は、「くみ取りで処理するもの」と「水洗化処理（下水道処理又は浄化槽処理）によるもの」に大別されます。

平成 23 年度末におけるし尿処理状況は、本市人口約 369 万人のうち、くみ取り処理約 0.2%、浄化槽処理約 0.5%と推計されます。

2 終末処理の状況

平成 23 年度のし尿及び浄化槽汚泥等の収集量は 34,813 kl で、全量を磯子検認所で受入れ、前処理をした後、環境創造局水再生センターへ圧送し、最終処理をしました。

3 公衆トイレ・災害対策用トイレ

市内には資源循環局管理の公衆トイレが、平成 24 年 4 月 1 日現在 83 か所あります。清掃は原則 1 日 1 回、日曜を除く週 6 回（一部、水曜を除く週 5 回）行い、清潔の保持に努めています。

また、地震等の災害時のし尿処理対策として地域防災拠点に災害対策用トイレを配備しています。

4 浄化槽

浄化槽は、公共下水道処理区域以外でトイレを水洗にするための設備です。平成 23 年度に申請受理した基数は 83 基で、その設置累計は 8,071 基です。

横浜市では、これらの浄化槽の設置及び維持管理が適正に行われるよう「浄化槽法」、「廃棄物処理法」及び「建築基準法」等に基づいた指導を行い、生活環境の保全に努めています。

(1) 浄化槽設置の手続き

ア 建築確認申請等を要する場合

人員算定、浄化槽の構造等の内容について業務課浄化設備係で審査を行います。浄化槽設置者は審査終了後、建築確認申請書に浄化槽関係書類を添えて建築・宅地指導センター又は指定確認検査機関に提出します。

イ 建築確認申請等を要しない場合

古い浄化槽から新しい浄化槽に入れ替えるなど、建築確認を必要とせずに浄化槽を設置するときは、浄化槽設置者は浄化槽設置届出書（正・副各 1 通）を業務課浄化設備係に提出します。

(2) 設置指導及び工事検査

浄化槽の新設・変更について、関係法令等に基づいて浄化槽設置の審査・指導及び工事検査を行っています。

平成 23 年度に行った工事検査件数は 225 件です。

(3) 維持管理指導

浄化槽の機能を最大限に発揮させ、悪臭・水質汚濁等を未然に防ぎ、生活環境の保全を図るため、維持管理指導を行っています。また、これらの維持管理指導の際には、リーフレット「暮らしの中の浄化槽」を有効に活用し、市民の啓発に努めています。

また、平成24年4月1日現在、浄化槽の清掃業許可業者（19社）が清掃を実施しており、清掃の励行と確認のため清掃後にステッカー「浄化槽清掃済証」を貼るように指導しています。

平成23年度指導実績

ア 浄化槽立入指導

浄化槽管理者に対する相談処理、法定受検指導及び定期検査に基づく改善等立入指導（130基）

イ 大型浄化槽を主体とした水質検査の実施・指導（189基）

ウ 清掃業者等関係業者の指導

5 し尿・浄化槽等汚泥収集状況

(単位：k l)

年 度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
し尿収集量	10,187	9,732	8,436	8,121	7,967
浄化槽汚泥等収集量	29,252	29,024	28,079	27,831	26,846
総収集量	39,439	38,756	36,515	35,952	34,813